

奈良県新型コロナワクチン個別接種支援金 よくある質問(第一期)

よくある質問		回答																																																				
No.	事業全般・支給要件について																																																					
1	本事業の対象となる医療機関とは？	集合契約方式による市町村との委託契約を締結し、ワクチンの配分・供給が受けられる診療所・病院が対象となります。																																																				
2	法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、各診療所・病院で申請可能なのか？	法人単位での申請はできません。各診療所・病院単位での申請となります。																																																				
3	実績報告書及び請求書には、請求対象とならない回数(例えば、1日20回等)も記載すべきか？	実績報告書及び請求書には、請求対象とならない回数でもご記載ください。																																																				
4	集団接種会場で接種した場合は対象となるか。また、診療所から大規模接種会場へ医師を派遣した場合も対象となるか。	都道府県が支給する支援金は、個別接種のみが対象となります。																																																				
5	週の考え方は？	日曜日から土曜日までを1週間とします。																																																				
6	日の考え方は？	日の考え方は、0時から24時までです。なお、24時を跨いで連続した接種を行う場合は、24時以前の日付けの分として回数を計算してください。																																																				
7	週150回を4週、さらにその翌週から週100回を4週行った場合には、それぞれの週に対し、支援金が支払われるのか？	お見込みのとおり、お問合せのケースはいずれの週も要件を満たします。																																																				
8	週150回を5週、さらにその翌週から週100回を3週行った場合、支援金はいくら支払われるのか？	<p>回数150回以上の場合は、区分「150回以上」から「100回以上」に修正したほうが、全体の請求額が高額になる場合があります。</p> <p>修正するか否かの選択は、請求者の判断によります。</p> <p><具体例></p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 100px;">第1週 150回</td> <td style="width: 20px;">①</td> <td style="width: 20px;">}</td> <td style="width: 20px;">②</td> <td style="width: 20px;">}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2週 150回</td> <td></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">5回</td> <td></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">4回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3週 150回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4週 150回</td> <td></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">0回</td> <td></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">4回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5週 150回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6週 100回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7週 100回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8週 100回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第9週～第13週</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100回以下</td> </tr> </table> <p>①のように第1週～第5週を150回以上が5回、第6週～第8週を100回以上が0回とカウントするより、②のように第1週～第4週を150回以上が4回、第5週～第8週を100回以上が4回とした方が総額は高くなります。</p> <p>① $150 \times 5 \times 3,000 + 100 \times 3 \times 0 = 2,250,000$</p> <p>② $150 \times 4 \times 3,000 + (150 \times 1 + 100 \times 3) \times 2,000 = 2,700,000$</p> <p>※また、支援金支給要件②に該当している日があれば、その日については別途10万円が支給されます。ただし、支援金支給要件①と支援金支給要件②を重複して請求はできません。</p>	第1週 150回	①	}	②	}		第2週 150回		5回		4回		第3週 150回					第4週 150回		0回		4回		第5週 150回					第6週 100回						第7週 100回						第8週 100回						第9週～第13週					100回以下
第1週 150回	①	}	②	}																																																		
第2週 150回		5回		4回																																																		
第3週 150回																																																						
第4週 150回		0回		4回																																																		
第5週 150回																																																						
第6週 100回																																																						
第7週 100回																																																						
第8週 100回																																																						
第9週～第13週					100回以下																																																	

奈良県新型コロナワクチン個別接種支援金 よくある質問(第一期)

よくある質問	回答
9 週100回以上又は150回以上を4週以上というのは、連続した4週間ということか？	4週は、連続している必要はありませんが、週100回又は150回を下回る週は、当該の支援金(支給要件①)は支給されません。ただし、支援金支給要件②に該当している日がある場合は、別途支援金(支給要件②)が支給されます。
10 予約を受付していたにもかかわらず、キャンセルが発生して接種ができなかった場合においても、接種実績に加算してよいか？	接種した回数のみ接種実績として計上して下さい。
11 予診のみで接種できなかった場合においても、接種回数に含めてよいか？	予診のみの場合は、接種実績に含めることはできません。
12 接種実績に、「巡回接種」による回数も含めて構わないか？	診療所・病院が、自施設でワクチンを確保して行う個別接種であれば、巡回接種も対象となります。
13 接種実績に、「医療従事者」も含むという理解でよいか？	お見込みのとおりです。
14 厚生労働省の「ワクチン接種対策費負担金」の時間外・休日の接種に対する加算(時間外+730円、休日+2,130円)は、この支援金に重複して交付請求することができるか？	「ワクチン接種対策費負担金」の時間外・休日の接種に対する加算と本事業の支援金は、それぞれの要件を満たす場合、交付の対象となります。時間外・休日の接種に対する加算については、各市町村にお問合せください。
15 支援金の額は、消費税を含む金額か？	接種費用ではありませんので、消費税の対象とはなりません。
16 VRSの接種記録と突合ということは、自院の情報がVRSに登録されるまでは支給されないということか？	令和3年6月23日付け国事務連絡より、接種の実施回数については、原則として医療機関からの実績報告を以って確認しています。必要に応じて、医療機関からの実績報告の正当性を担保するため、VRSの接種記録を確認します。
17 老人ホーム等へ出張して、老人ホームの入所者と職員に接種した場合は支援金の対象となるか。	個別接種で巡回接種として行った場合は支援金支給の対象となりますが、職域接種であれば本支援金支給事業の対象外となります。
18 介護老人保健施設が接種を行った場合は支援金の対象となるか。	介護老人保健施設内に診療所を開設し、個別接種を行った場合には支援金の対象となります。ただし、入所者・通所者・従事者に対して行った接種は、介護老人保健施設が診療所を開設したとしても支援対象となりません。

奈良県新型コロナワクチン個別接種支援金 よくある質問(第一期)

よくある質問		回答
No. 診療所からの申請関連		
19	診療所への支援金支給要件①と②は、両方とも請求できるのか？片方のみしか請求できないのか？	同一週に①と②を重複して接種回数をカウントすることはできません。同一週に①と②を重複してカウントしていなければ、①と②の両方を請求頂くことは可能です。
20	診療所が、期間内に法人化し、医療機関コードが変更されたが、同一の診療所として支援金の計算をすることは可能か？	変更前後で継続性が確認できる場合は、通算して、個別接種促進のための支援事業の対象となります。(代表者や所在地が変わらないなど、継続性が確認できる場合に限りです。)
21	「診療所」における接種回数の底上げ、「接種施設数の増加(診療所・病院共通)」及び「病院」における接種体制の強化で支給される金銭は消費税の課税対象か。	役務の対価ではありませんので、消費税の課税対象ではありません。
22	診療所への支援金支給要件①(週100回・150回以上接種した場合)と、病院への支援金支給要件②(特別な接種体制を確保した場合)については、接種回数の上限がないという理解でよいか？	お見込みのとおりです。
23	企業内診療所における接種は支援金の対象となるか。	職域接種促進のための支援であっても、個別接種促進のための支援であっても、いずれも対象外となります。
24	診療所としての開設届出をしていない場合は支援金の対象となるか。	対象外となります。
No. 病院からの申請関連(特別な接種体制を確保した場合)		
25	病院への支援金支給要件②について支援金単価が1時間あたりでの案内だが、1時間未満の勤務の場合はどのようになるか。	1日のうちで1時間未満の端数がある場合は、小数点入力ください(5時間30分→5.5、6時間45分→6.75)。週の合計欄においては、その週の延べ時間を合計した後、時間未満の端数について切り捨てとなります。
26	「病院において特別な接種体制を確保した場合」とは、どのようなことを指すのか？	通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。(例えば、通常〇人体制に対し、●名を接種専門の人員として従事させた場合や、●名を接種専門として雇用了場合。)ただし、加算されるのはあくまで50回以上を接種した日に限ります。
27	「病院において特別な接種体制を確保した場合」における、「看護師等」について、どこまで含まれるのか？	厚生労働省の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と異なり、接種業務に従事する方であれば、看護師、薬剤師の他に、事務職員も含まれます。
28	「病院」が個別接種である巡回接種を行った場合、支援金の対象となる時間は会場での受付開始時間からか、それとも巡回接種会場への移動時からか。	当該職員の勤務時間で、巡回接種のための病院から巡回先への移動時間については、含めて構いません。